

TEL 095-825-1132
FAX 095-827-3658
E-mail info@nagatakaikai.co.jp
URL <http://www.nagatakaikai.co.jp/>

社員紹介コーナー

〔 今月号でご紹介する社員は、尾下泰治です。 〕

入社16年目です。このごろ老眼で、近くが見えづらくなってきて、年をとったと実感していますが、今以上に皆様のお役に立てるよう、努力していきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。



社員よりのコメント

永田晴：私が入社してからずっとお世話になっている課長です。社内の誰からも好かれています。席が隣でいつも困っているときに助けてくれるとても頼りになる人です。

瀬川：忙しいときでも、わからない事を聞きに行くと面倒がらずに丁寧に教えてくださいます。すごく話し易いので、ついつい何でも話しをしてしまう、頼りになる課長です。でもメタボには、お互い注意しましょうね(^-^)

下岸：永田会計の中で勤続年数が長く、会計・税務の知識も豊富です。事務所ではたまに冗談を言ったりして気さくに声をかけてくれるのでとても親しみやすい方です。又、コンピューター面にも詳しく、当社のパソコンの管理を全てしていただいてとても助かっています。

ご案内

～セミナー開催のお知らせ～

日時：平成22年12月16日（木） 13：30～15：30

場所：永田会計ビル4F セミナー室

講師：永田 吉朗

内容： 不況に対処する経営改善手法
& 不況期の税務調査対応



〔 セミナーの詳細・申込要項等詳細は、12月6日（月）送信予定の「セミナーのご案内」にて、ご案内します。 〕

労働基準監督署の調査への事前対策 ～残業代の支払いへの備え～

● タイムカード・出勤簿の管理は適正か

会社は適正な労働時間管理を行い、従業員の労働時間を把握しなければなりません。賃金不払い残業が長時間・過重労働の温床となっていることから、労働基準監督署が特に取り締まりを強化しています。

労働時間管理は、出勤簿（タイムカード）により行われますが、出勤日のみ印鑑をついたような出勤簿では、適正な労働時間管理ができていないといえません。始業および終業時刻の記入は必ず必要です。始業および終業時刻については使用者が自ら確認するか、タイムカード・ICカード等による客観的な記録によることが必要であり、自己申告制によるのはやむをえない場合に限られるので注意が必要です。

タイムカードを導入している事業場においては、始業および終業時刻の記録が、残業代の計算に適正に反映されているかのチェックを受けますから、タイムカードの管理は徹底すべきです。

● 残業代の計算方法は適正か

時間外手当の計算方法で、基礎となる時間単価の算出方法について誤っているケースがよくあります。代表的なものとして、各種手当を含まず基本給のみを算出の基礎としているケースです。時間外手当の基礎となる時間単価の計算に含まなくてもよい手当は、以下の通りです。

- ① 家族手当
- ② 通勤手当
- ③ 住宅手当（一律に支給されるものは時間外手当単価に含む）
- ④ 別居手当
- ⑤ 子女教育手当
- ⑥ 臨時に支払われた賃金
- ⑦ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金

考え方として、皆勤手当や役職手当、資格手当などと異なり、社員の能力や労働とあまり関係のない手当は、含めなくてよいことになっています。

時間単価は、必要な手当を含んだ月給÷月平均所定労働時間数で計算します。残業や休日出勤があった場合は、これに法定の割引率2割5分をかけて計算します。月平均所定労働時間数は、 $(365日 - 年間休日) \times 1日の所定労働時間 \div 12月$ で計算します。

● 36協定の届出

36協定とは、時間外労働・休日労働に関する協定のことであり、当該協定を締結し所轄労働基準監督署に届け出ることによって、本来労基法第32条で禁止されている法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えて労働することを認めるものです（労基法第36条第1項）。従って、逆説的に言えば、36協定の締結および届出がなされていない場合は、残業した時点で労基法違反となるということになります。したがって、監督署による調査（臨検）の際には、ほぼ間違いなくチェックされるものとの認識が必要です。

【36協定において必要な協定事項】

- ① 時間外労働をさせる必要のある具体的事由
- ② 時間外労働をさせる必要のある業務の種類
- ③ 時間外労働をさせる必要のある労働者の数（満18歳以上の者）
- ④ 1日について延長することができる時間
- ⑤ 1日を超える一定の期間について延長することができる時間